

## 第2章 カンボジア王国

### ア. 法体系

1993年国際連合カンボジア暫定統治機構の監視下で新しい憲法典が制定され、立憲君主制が復活した。王国政府（内閣）は、首相を中心として副首相、国务大臣、大臣および政務長官により構成される。

憲法は第11章で地方行政について規定しており、王国は州（Province）と市（Municipality）に分割され、州はさらに郡（Strok/District）からコミューン（Khum/Commune）にわかれる。一方、市は区（Khan/District）からサンカット（Sangkat）に分割される<sup>1</sup>。

司法権は（1）州・市裁判所、軍事裁判所、（2）控訴裁判所、（3）最高裁判所の三審制を採用している<sup>2</sup>。

### イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

2005年ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法（Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims of 2005）が、ドメスティック・バイオレンスの定義、ドメスティック・バイオレンスの防止、被害者保護、教育・訓練などについて規定している。

刑罰については、現行の刑法である「暫定期間中のカンボジアに適用される司法、刑法および刑事手続法に関する1992年9月10日の規定」（Provisions relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Act Applicable in Cambodia during the Transitional Period 1992、以下 UNTAC 法）<sup>3</sup>が適用される<sup>4</sup>。

### ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法は、「ドメスティック・バイオレンス」を①夫もしくは妻、②扶養されている子、③同一の家屋に居住する被扶養者に対する暴力と規定している<sup>5</sup>。

また、暴力とは、①生命にかかわる行為（Acts affecting life）、②身体を損なう行為（Acts

<sup>1</sup> 安田 2000:293-294 ページ; (財)自治体国際化協会 2005:13 ページ

<sup>2</sup> (財)自治体国際化協会 2005:8 ページ

<sup>3</sup> 国際連合カンボジア暫定統治機構(United Nations Transitional Authority in Cambodia:UNTAC)が暫定統治中の1992年に定めた規定で、通称「UNTAC Law」と呼ばれる。中山 2000 に法文の日本語訳がある。カンボジアでは新刑法の草案が進んでおり、2008年夏の総選挙前に成立するとの予測がある (Cambodian Human Rights and Development Association 2008:p.42)。

<sup>4</sup> Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights 2007:pp.8-11; 同書には「重罪の深刻化に関する法律」(Law on Aggravating Circumstances of Felonies)も現行刑法として挙げられているが、この法律の詳細は不明である。

<sup>5</sup> Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims, Article 2

affecting physical integrity)、③拷問もしくは残虐な行為 (Tortures or cruel acts)、④性的な攻撃 (Sexual aggression) を指す<sup>6</sup>。

「生命にかかわる行為」とは、①計画的殺人、②意図的殺人、③意図的な行為による非意図的殺人、④非意図的殺人を言う<sup>7</sup>。

「身体を損なう行為」とは、①凶器を用いるか否かにかかわらず、また負傷させるか否かにかかわらず、身体的虐待を行うこと、②拷問もしくは残虐な行為を指す<sup>8</sup>。

また、「拷問もしくは残虐な行為」とは、①家庭内で精神、心理、感情、知能に損害をもたらすいやがらせ、②道徳や法の範囲を超える精神的・心理的または身体的傷害である<sup>9</sup>。

「性的な攻撃」とは、①暴力的な性行為、②性的嫌がらせ、③みだらな露出行為を言う<sup>10</sup>。同居する被扶養者に対して、恐怖や衝撃を与えることをねらいとする脅迫、人格や資産に影響を及ぼす行為も、防止する必要があると規定されている<sup>11</sup>。

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法では、加害者の刑罰は現行刑法に基づいて罰則が与えられると規定されている<sup>12</sup>。被害者が成人であり、罪状が軽微な軽罪 (misdemeanor) もしくは軽犯罪 (petty crime) であり、被害者から、刑事告発は不要であるという要請があった場合は、刑事告発は不可能である。刑法に違反するドメスティック・バイオレンスが再度行われた場合、被害者から再度刑事告発不要の要請が行われても、裁判所は刑法の手續にもとづいて加害者を告発する<sup>13</sup>。

現行刑法である UNTAC 法においてドメスティック・バイオレンスにあたる犯罪の罰則は、以下の通り規定されている<sup>14</sup>。

○謀殺 (計画的殺人) <sup>15</sup>

・ 10 年から 20 年の禁固

○故意の非謀殺 (計画的ではないが故意の殺人) <sup>16</sup>

・ 8 年から 15 年の禁固

○強姦<sup>17</sup>

・ 5 年から 10 年の禁固

---

<sup>6</sup> 同上, Article 3

<sup>7</sup> 同上, Article 4

<sup>8</sup> 同上, Article 5

<sup>9</sup> 同上, Article 6

<sup>10</sup> 同上, Article 7

<sup>11</sup> 同上, Article 8

<sup>12</sup> 同上, Article 35

<sup>13</sup> 同上, Article 36

<sup>14</sup> Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights 2007:p.9

<sup>15</sup> UNTAC Law, Article 31

<sup>16</sup> 同上, Article 32

<sup>17</sup> 同上, Article 33

○不法監禁<sup>18</sup>

- ・ 1 ヶ月以上の不法監禁の場合、10 年の禁固
- ・ 1 ヶ月未満の不法監禁の場合、3 年から 5 年の禁固

○非意図的殺人<sup>19</sup>

- ・ 1 年から 3 年の禁固

## ○暴行

- ・ 6 ヶ月以上の障害が残った場合、1 年から 3 年の禁固<sup>20</sup>
- ・ 6 ヶ月未満の障害が残った場合、6 か月から 2 年の禁固<sup>21</sup>
- ・ 武器が用いられた場合は、刑期は 2 倍になる<sup>22</sup>

## ○強制わいせつ

- ・ 1 年から 3 年の禁固<sup>23</sup>
- ・ 詐称、暴力または脅迫を伴うか、あるいは被害者を支配する立場にある者によって行われ、あるいは被害者が 16 歳未満であるときは、刑期が 2 倍となる<sup>24</sup>

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法では、精神的、心理的な暴力もドメスティック・バイオレンスとして定義しているが、UNTAC 法は身体的な暴力のみを犯罪として定義されているため、精神的、心理的なドメスティック・バイオレンスの刑罰は定められていない<sup>25</sup>。

**エ. 加害者に対する命令**

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法第 20 条によると、カンボジアの保護命令 (protection order) は、加害者、所轄機関、事件関係者に対して拘束力を持つ民事手続である。保護命令の所轄裁判所は、州・市裁判所である<sup>26</sup>。保護命令には 2 段階あり、ドメスティック・バイオレンスが発生した緊急時に発行する、2 ヶ月間有効な仮保護命令 (temporary protection order) と、裁判所の捜査中に発行される、6 ヶ月有効な保護命令がある<sup>27</sup>。仮保護命令は、被害者からの申請があり、被害者の安全と福祉の保護のため、もしくは最終判決の前に被害者の財産を一時的に保全するために必要な場合は、加害者を尋問することなく発行できる。

第 25 条で、裁判所は被害者を保護するために、加害者の行為について以下の命令を科

---

<sup>18</sup> 同上, Article 35

<sup>19</sup> 同上, Article 40

<sup>20</sup> 同上, Article 41(1)

<sup>21</sup> 同上, Article 41(2)

<sup>22</sup> 同上, Article 41(4)

<sup>23</sup> 同上, Article 42(1)

<sup>24</sup> 同上, Article 42(2)

<sup>25</sup> Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights 2007:p.9

<sup>26</sup> Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims, Article 21

<sup>27</sup> 同上, Article 23

す権利を有すると定めている。

- ①加害者または他の者によるドメスティック・バイオレンスを犯すことを禁止する。
- ②被害者と所轄機関からの許可なしに、双方の共有住宅、被害者の居所および職場への接近や侵入を禁止する。
- ③加害者がどのような手段を用いても被害者に接触することを禁止する。
- ④加害者による被害者や被害者の親類の財産を破壊、もしくは財産を売りに出すことを禁止する。
- ⑤被害者からの要請があれば、双方の共有住宅から加害者と被害者を引き離す。被害者からの要請がなくとも、そうすべき理由がある場合は、特別に被害者を引き離すことができる。

さらに、被害者の安全、健康、福祉の保護に必要な場合は、加害者への命令に加えて、裁判所は以下の対処を保護命令に追加することができる<sup>28</sup>。

- ①警察もしくは憲兵隊に、被害者の個人財産を保護することを命じる。
- ②子どもの権利と利益に最大限留意し、養育権と訪問権に関する決定をする。
- ③加害者に対する被害者の経済援助の義務を中断する。
- ④加害者の経済状況を鑑み、被害者への経済援助を加害者に義務付ける。

仮保護命令を発行する緊急事態を除き、裁判所は5日以内に、加害者に対して保護命令申請について尋問前に知らせる。加害者が裁判所に出頭しなければ、裁判所は加害者の同席なしに申請を考慮することができる。また、必要ならば裁判所の決定を無視する加害者に対して、手続に従い対処することができる。また、欠席もしくは裁判所の決定に従わない加害者については、刑事手続に沿って対処することができる<sup>29</sup>。

## **オ. 司法手続**

### **1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法に基づく手続**

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法の「第3章 当局と手続」において、以下のように規定されている。

至近の所轄機関は、ドメスティック・バイオレンスが起きた場合もしくは起こりそうな場合、緊急に介入する義務がある。介入する際、所轄機関は事件についての明確な記録を作成し、速やかに担当検事に提出しなければならない<sup>30</sup>。

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護を目的として、本法律に規定された領域の職務に従事する女性省（Ministry of Women's Affairs）の職員に対して、司法警察としての法的資格が与えられ、実質的な刑事手続に沿って、被害者に代わり告訴すること

<sup>28</sup> 同上, Article 25

<sup>29</sup> 同上, Article 29

<sup>30</sup> 同上, Article 9

ができる<sup>31</sup>。

司法警察としての法的資格を有する職員が不在の場合、警察官、警察代理、憲兵、コミューン自治体、女性省職員ら他の職員および、ドメスティック・バイオレンス防止と被害者保護のために仲裁した村長が、本法律の下、裁判所に対する記録を作成する権限が与えられる。この記録は、司法警察職員が作成した記録と同等の価値を有する<sup>32</sup>。

また、ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法「第4章 予防と被害者の保護」第13条で、ドメスティック・バイオレンスが起きている、また起きていると考えられる場合、所轄機関は早急に次の干渉を行うように定められている。

- ①凶器または凶器として使用できる物を差し押さえる。
- ②被害者からの要請があれば、その場から加害者を引き離すか、被害者を引き離す特別な場合には、要請がなくてもそうすべきという必然的理由があれば、被害者を引き離すことができる。
- ③特に、安全が確保される一時的なシェルターや緊急医療など、被害者の状況に応じた適切な公的支援を与える。
- ④双方の当事者に第20条（保護命令）と第26条（調停・仲裁）にある権利の内容を説明、啓発、伝達して暴力を中止させる。

さらに、第14条で、コミューン行政管理法（Law on the Management of Commune Administration）に基づき、所轄機関は被害者の安全保護のために、以下のような行政決定を発行し現行法に沿って暫定対処を行うことができると定められている。

- ①加害者または他の者によるドメスティック・バイオレンスを犯すことを禁止する。
- ②加害者による被害者や被害者の親類の財産を破壊、もしくは財産を売りに出すことを禁止する。
- ③被害者と所轄機関からの許可なしに、双方の共有住宅、被害者の居所および職場への接近や侵入を禁止する。
- ④被害者、家族、関係者の安全を保護するために必要な合法的手段をとる。

第15条では、介入の要請がある場合と、現行犯の場合は、所轄機関は裁判所が認可した令状なしに、現場に急行することができると定められている。担当職員や所轄機関が、合理的な根拠を持って、ドメスティック・バイオレンスが過去48時間以内に起こった、もしくは今後24時間以内に起こりうると考える場合、介入する際には、所轄機関は事件についての明確な記録を作成し、速やかに担当検事に提出しなければならない<sup>33</sup>。また、所轄機関の介入を受けた場合、被害者は州・市裁判所に保護命令を発行するよう申請することができ、担当裁判官は加害者が同席しているかどうかに関わらず、保護命令を発行す

---

<sup>31</sup> 同上, Article 10

<sup>32</sup> 同上, Article 11

<sup>33</sup> 同上, Article 15

ることができる<sup>34</sup>。

刑事手続上、所轄機関は、重罪（felonies）もしくは重軽罪（severe misdemeanors）事件を、和解や仲介するべく介入することはできない<sup>35</sup>。重罪もしくは重軽罪事件は、ドメスティック・バイオレンスが終了した際にも刑事訴訟の対象となる<sup>36</sup>。

第 28 条によると、子どもに関係している暴力の場合は、子どもの利益と福祉を保護すべき所轄機関が、事件のフォローアップを行い、重篤な事件の場合は裁判所に事件を送付する。裁判所が指定した担当者（検察官を含む）は、事件における子どもの状況のフォローアップを担当し、裁判所へ報告する。裁判所は、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する援助と支援を行うと同時に、裁判中の被害者の安全と福祉を保護するように、所轄の組織に義務付けることができる<sup>37</sup>。

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法には「所轄機関」の定義がされていないため、責任の処遇があいまいであるとの批判もある<sup>38</sup>。

第 26 条では、精神的・心理的、もしくは経済的な影響のある暴力行為および軽微な軽罪もしくは軽犯罪に関しては、双方の合意があれば、和解もしくは仲裁を持つことができると定められている。世帯構成員は、両親、親戚、仏教僧、長老、村長、コミュン協議員を調停者として、カンボジア憲法第 45 条に沿い、国家の慣習と伝統を守りながら家庭の平和を保つように問題を解決することを要請することができる、としている<sup>39</sup>。裁判所は、世帯構成員の希望があった場合のみ調停をはかり、和解や調停中に当事者のどちらかが拒否した場合は裁判所が圧力をかけないこと、また、双方の同意がないままに和解や調停を締結しないことと定められている<sup>40</sup>。

## 2 刑事手続<sup>41</sup>

カンボジアでは、2007 年 8 月に新しい刑事訴訟法が施行された<sup>42</sup>。カンボジア人権開発協会（Cambodian Human Rights and Development Association）の報告によると<sup>43</sup>、司法当局者の義務や勾留、黙秘権に関する条文が盛り込まれたようであるが、詳細については法文の英訳が入手できなかったため、不明である。

2007 年新刑事訴訟法施行前の、一般的な刑事手続については、1993 年刑事訴訟法（Law on Criminal Procedure）の中で、以下のように規定されている。1993 年刑事訴訟法は、

---

<sup>34</sup> 同上, Article 16

<sup>35</sup> 同上, Article 17

<sup>36</sup> 同上, Article 19

<sup>37</sup> 同上, Article 28

<sup>38</sup> Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights 2007:p.10

<sup>39</sup> 同上, Article 26

<sup>40</sup> 同上, Article 27

<sup>41</sup> この項に関しては、小林 2006、中山・佐藤 1999、2000 を参照とした。

<sup>42</sup> Cabinet of the Prime Minister 2007

<sup>43</sup> Cambodian Human Rights and Development Association 2008:pp.41-42

フランス法の影響を大きく受けており<sup>44</sup>、2007年施行の新刑事訴訟法および、現在作成中の刑法の草案作成にもフランスが協力している<sup>45</sup>。

(1) 逮捕

司法警察は、告訴、告発を受理し、証拠を収集<sup>46</sup>するとともに、被疑者を逮捕する<sup>47</sup>。重罪、軽罪の場合は現行犯逮捕をすることができる<sup>48</sup>。その他の場合は逮捕令状が必要となる<sup>49</sup>。

(2) 予審

検察官は、告訴、告発を受理し、重罪、軽罪に関するものだと判断した場合、予審請求 (introductory requisition) 手続を取り、裁判官に送付する<sup>50</sup>。軽罪の場合は、直接刑事裁判所に送付することも、予審請求を要求することもできる<sup>51</sup>。犯罪に当たらないと判断した場合は、2ヶ月以内に意見を告訴状等に付記するとともに、告訴人に通知する<sup>52</sup>。

(3) 予審の終了、裁判所送致

予審判事 (investigating judge) は「発見したことがら」を明らかにして、書類を検察官に送る。検察官は、書類を受け取ってから3日で起訴状を作成し、予審判事に差し戻さなければならない<sup>53</sup>。証拠不十分の場合、予審判事は不起訴相当との命令をだすことができる。この命令と一件書類は直ちに検察官に送付され、検察官は、24時間以内に控訴裁判所へ異議申し立てをすることができる<sup>54</sup>。重罪もしくは軽罪の場合、予審判事は、検察官から起訴状を受け取った後に、被疑者の身柄を裁判所に送る。予審判事は、独自に罪状を決定することができる。もし、検察官の判断と異なる場合には、罪状変更の意思を示さなければならない。この場合、変更命令は検察官に送付され、48時間以内に検察官は控訴裁判所に不服を申し立てることができる<sup>55</sup>。

<sup>44</sup> 中山・佐藤 1999:126 ページ。1993年刑事訴訟法の日本語訳およびフランス刑事訴訟法との比較は、中山・佐藤 1999 および 2000 を参照のこと。

<sup>45</sup> Cabinet of the Prime Minister 2007

<sup>46</sup> Law on Criminal Procedure, Article 38

<sup>47</sup> 同上, Article 35

<sup>48</sup> 同上, Article 47

<sup>49</sup> 同上, Article 35

<sup>50</sup> 同上, Article 60

<sup>51</sup> 同上, Article 61

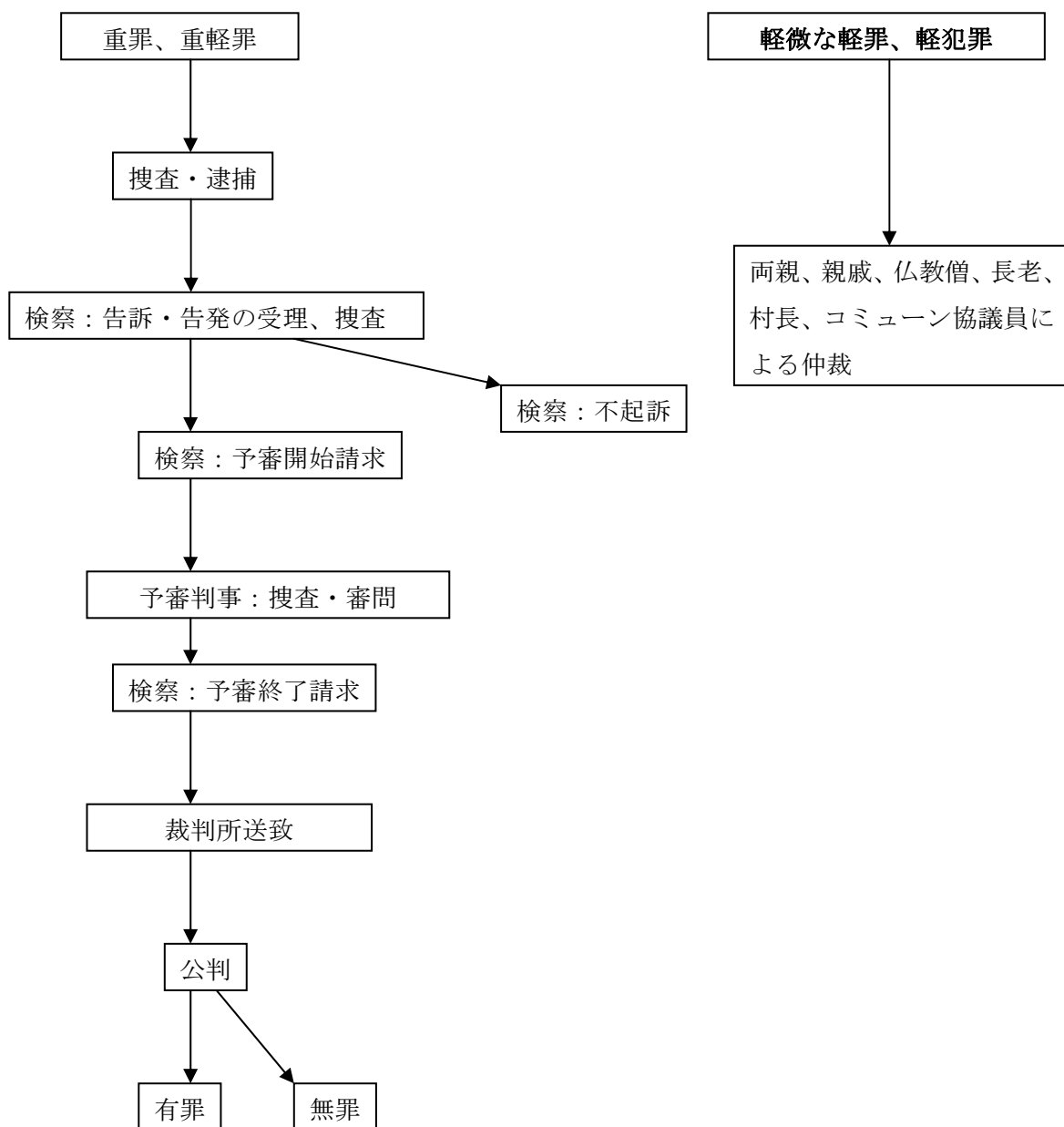
<sup>52</sup> 同上, Article 59

<sup>53</sup> 同上, Article 89

<sup>54</sup> 同上, Article 90

<sup>55</sup> 同上, Article 92

(参考) カンボジアにおける司法手続の流れ



## カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法第 26 条では、軽微な軽罪や軽犯罪の場合、世帯構成員が「仲裁」を要請できる。この「仲裁」を通じて、加害者更生のための何らかの取り組みが行われる可能性は考えられる。

また、ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法第 33 条で、国家は、ドメスティック・バイオレンスに直面している当事者が暴力を用いずに問題を解決する方法や、教育する方法に関してカウンセリングを受けるように推奨する、とあるが、実際にどのようなプログラムが行われているかは不明である。

民間 NGO、カンボジア女性クライシス・センター (Cambodia Women's Crisis Centre) が女性や子どもに対して暴力的な男性を対象に、怒りをコントロールする (anger management) 研修を行うと 2006 年の年次報告書で報告している<sup>56</sup>。

## 参考文献

- 小林俊彦 2006 年「カンボジアの統治機構の概観」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD NEWS : Law For Development』第 29 号 101-144 ページ
- 財団法人自治体国際化協会 2005 年「カンボジアの地方自治」『CLAIR REPORT No.275』  
[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/cr275m.html](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr275m.html) (2008 年 3 月 18 日アクセス)
- 中山研一、佐藤美樹 1999 年「カンボジア刑事訴訟法におけるフランス刑事訴訟法の影響 (1)」『高岡法学』第 11 巻第 1 号 123-189 ページ
- 中山研一、佐藤美樹 2000 年「カンボジア刑事訴訟法におけるフランス刑事訴訟法の影響 (2)・完」『高岡法学』第 11 巻第 2 号 271-327 ページ
- 中山研一 2000 年「1992 年以降のカンボジアの刑事立法資料 (1) 暫定刑法その他の主要な特別刑法」『北陸法学』第 8 巻第 3 号 63-93 ページ
- 安田信之 2000 年『東南アジア法』日本評論社
- Cabinet of the Prime Minister. 2007, August 13. "Address at the Opening of the Conference on the Dissemination of Criminal Procedure Code." *Cambodia New Vision*.  
[http://www.cnv.org.kh/2007\\_releases/13aug07\\_criminal\\_procedure\\_code.htm](http://www.cnv.org.kh/2007_releases/13aug07_criminal_procedure_code.htm)  
(accessed on March 18, 2008)
- Cambodian Human Rights and Development Association (ADHOC). 2008, February. *Human Rights Situation 2007*.  
[http://www.adhoc-chra.org/gallery/files/ADHOC\\_Situation\\_2007\(EN\).pdf](http://www.adhoc-chra.org/gallery/files/ADHOC_Situation_2007(EN).pdf)  
(accessed on March 18, 2008)
- Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights. 2007, November. *Violence against Women: How Cambodian Laws Discriminate against Women, 2007*. <http://www.licadho.org/reports.php?perm=112> (accessed on March 18, 2008)
- Cambodian Women's Crisis Centre. 2006. *CWCC Global Report 2006*.  
<http://www.cwcc.org.kh/downloads/CWCC%20Global%20Report%202006.pdf>

<sup>56</sup> Cambodian Women's Crisis Center 2006

カンボジア

(accessed on March 18, 2008)

Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims 2005 (Unofficial translation by the GTZ-Promotion of Women's Rights). Available on the website of Asia Pacific Forum on Women, Law and Development at [http://www.apwld.org/pdf/cambodia\\_dv\\_victims2005.pdf](http://www.apwld.org/pdf/cambodia_dv_victims2005.pdf) (accessed on March 18, 2008)

Provisions relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Act Applicable in Cambodia during the Transitional Period (UNTAC) of 1992. Available on the Ministry of Interior website at <http://www.interior.gov.kh/document/CRIMINAL%20LAW%20AND%20PROCEDURE.doc> (accessed on March 18, 2008)

Law on Criminal Procedure of 1992 (Translation by the Legal Assistance Unit of the Cambodia Office of the High Commissioner for Human Rights). Available on the Ministry of Interior website at [http://www.interior.gov.kh/document/Law\\_on\\_CriminalProcedure\\_SOC93.pdf](http://www.interior.gov.kh/document/Law_on_CriminalProcedure_SOC93.pdf) (accessed on March 18, 2008)